

第28回秋田家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和4年7月15日（金）午後1時30分～午後3時00分

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

石黒尚哉、甲斐雄次、木村久仁子、木村友美、佐藤寿美、鈴木明文、鈴木弘哉、長野大介、西野三紀子、平田直人

（説明者）

佐藤総務課長

（事務局）

熊谷事務局長

4 議事

（1）開会宣言

（2）所長・新任委員挨拶

（3）委員長選出

平田家裁委員長の選出

（4）職務代理者の指名

職務代理者として甲斐委員を指名

（5）協議

議題「裁判所の広報活動について」

ア 基調説明

佐藤総務課長が「裁判所の広報活動」に関して、事前送付資料に補足して説明を行った。

イ 法廷等見学

夏休み裁判所見学会における法廷での説明状況等のデモンストレーションを見学した後、法廷等の見学を行った。

ウ 意見交換

別紙のとおり

5 次回期日及び次回議題

令和5年1月又は2月頃に開催する。テーマについては事前に提示し、開催日は追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、■は説明者の発言)

- ◎ 裁判所の広報活動のテーマに限らず、先ほど裁判所庁舎内を見学した際の感想等を伺いたい。
- 庁舎内見学は分かりやすい説明であった。事前に頂いた「裁判所の広報活動について」という資料に「裁判所に対するニーズや期待」という記載があるがそれはどのような趣旨か。
- 裁判所は外部の声をなかなか感じることができないので、広報活動を通じて、質問や意見等を伺い、裁判所に対してどのような期待があるのか、そういった意見を踏まえて次の様々な活動に生かしていくという趣旨である。
- 裁判所の組織課題、いわゆる適正迅速な裁判が本来的な組織目標である。国民から求められているのはそこであるが、そういう事務処理なり裁判を行っていく上で、国民がどのような認識、考えを持っているかを拾い上げて、それを裁判運営に循環させていくというサイクルが必要だと考えている。その上で、実際に裁判所がやっていることを国民に伝えて、それに対する意見を頂き、それを様々な活動に循環させていきながら、よりよい裁判につなげていこうというのが裁判所の広報目的の一番大きなところである。
- ◎ 広報活動は、裁判所が発信することではあるが、発信した情報がどのように受け止められているか、さらにそこを我々が受け止める、そういう循環的な構造をとっていると思うが、そもそも何のために広報をやるべきか、或いはどうあるべきか、という点について意見を伺いたい。
- 裁判所は取材する側からみると、確かに取材できる範囲も限られているという印象がある。それは仕方がないことだと思う。これに対し、広報活動ということであれば、業務そのものについてだけでなく、そこで働く人の顔が見えて、普段どんなことをしているのか、どんなことが組織としての課題な

のかが見えてくるようにするのがよいのではないか。また、ここまでは対外的に伝えられるということであれば、積極的に広報していくべきではないかと思う。裁判所の所長がテレビに出て話すことは就任会見しかなく、法廷内撮影であれば、代表の幹事社が決められたとおりに無言の法廷を撮って終了という感じで、裁判所からのメッセージはなかなか表に出てこない。そういう普段の取材対応の在り方で何かできることがあるか、それで我々がどこまで取材できるのかという印象を持っている。

■ 裁判所が外に出せる成果物としては、裁判の判決ということになる。裁判の結果等を伝えるという場面では、報道機関の協力によるところが非常に大きい。取材対応においては、法的、制度的な制約やプライバシーの関係といった制限から、求めるもの全ては出せないところがあり、大変申し訳ないところである。そういう意味もあって、伝えられる範囲で、可能な限り、裁判所のことを伝えていこうというのが裁判所の一般広報と考えており、その中で色々な広報活動をやっているが、具体的な事件に関する広報という面では、不便をかけていると感じている。

○ 広報的な部分に関しては、ホームページにアップされたここ2年、3年の資料等も見せてもらったが、あまり変わり映えがしていないというのが感想である。発信をするのは裁判所の方だと思うので、小中高生又は大人をターゲットにするのであれば、その対象者に合った広報の仕方があると思うので、工夫されてはどうかと思った。先ほど見学させてもらった中で、私自身非常にワクワクしながら、楽しく、見学させてもらい、良い学びの機会だと思うので、それをもう一步、踏み込んだ発信の仕方、工夫をしていけばよいと思う。

○ 当事者間による話し合いの場合、人の話を聞いて余計に話がこじれてしまうことが往々にしてあると思う。そこで、話し合いの場としての裁判所の調停という制度を広めることは、市民の方々のためになると考えられるので、

裁判所の広報は是非してもらいたいと思う。ただ、広報が非常に難しいということとは重々分かっており、弁護士会においても広報という問題はいつも議題になるところである。例えば、家庭裁判所委員会をやりました、裁判所もこういった活動をしているということを知らせるのも一つの広報の在り方だと思う。家庭裁判所委員会の議事録も、ホームページにはアップされるが、階層の奥までいかないと見ることはできないという問題もある。ホームページのトップで家庭裁判所委員会を開催したということ伝えるだけでも十分広報になると考える。

- ◎ 裁判所が開設しているホームページの利便性や見易さなどの視点も考えていかなければならない課題である。
- ◎ 成人年齢が引き下げになったということで、法教育という観点から、裁判所見学や出前講義について伺いたい。
- 最近の学生を見ていると、損か得かとか、自分にどれくらい関わりがあることなのかということによって、興味の持ち方というのがかなり異なっているように見える。成人年齢が下がったことで、4月からは自分で契約ができるということについても大学で注意喚起を促していた時期があった。学生にとっても、裁判所というところは全く無関係ではなく、こんな時には味方になってくれる、こんな時にあなたにとって身近なものになるということ、出前講義や裁判所見学において、その年代によりマッチするようなトピックで話してもらえると、聞く側の身の入り方が違うのではないかと考えている。
- 少年が養護施設等を退所した場合、その後の進路先、就職先というのが大変で、いったん就職したものの、すぐに辞めてしまったり、犯罪に巻き込まれたりするケースもあるが、引き続き養護施設等では関わってくれるので、ある程度フォローする形は出来上がっている。今回、成人年齢が18歳に引き下げられたことは、18歳未満の少年を対象としている児童相談所の立場

としては、あまり問題にはなっていない状況である。

- ◎ 検察庁における法教育の取組状況を伺いたい。
- 検察庁においても、裁判所と同じように出前講義を行っている。このほか、年に1回、学校の先生を対象として、裁判所、弁護士会などの協力を得て研修会を開催し、検察庁からは業務説明、刑事裁判の制度に関する説明をしている。裁判所への関心という観点では、私が普段、被疑者や参考人と話していると、意外と一般の方は裁判に興味がないわけではないと感じている。検事という普段はなかなか会わない人間と接するためか、興味本位でいろんなことを聞いてくることがあるので、裁判について興味のある方は沢山いると思う。一方で、話を聞いていると、日本には刑事裁判と民事裁判という大きな2本があり、それに家事といった何本か別の裁判のラインがあることをあまり理解していないと感じることがある。裁判所、検察庁、弁護士会が、小中学校に行って、もっと広報活動をして、そこで難しいことは話さず、簡単に日本にはこういう裁判制度がある、こういう紛争解決制度があるということを広めていくと、もう少し基本的な知識が行き渡るのではないかと思う。大人や学生に興味をもってもらう手段としては、普段あまり会うことがない裁判官、検察官、弁護士には関心があると思うので、裁判官、検察官、弁護士がもう少し外に出ていけるとよいと思うことがある。
- 色々と企画はあるが、それがなかなか広報しても広まっていない。例えば、リーガルサービス等、色々な企画はあるものの、それが一般の方に知られていないのは、広報の問題だと思う。
- 私どもの組織でも困りごと相談を受けているが、様々な困りごとを抱えている人が沢山おり、その中には裁判所の手続に乗せなければならないような深刻な問題もある。そのような場合に、裁判所のホームページを見ればいろいろな裁判手続が紹介されていることや、それを見て何らかの法的手続により解決を図ることができるかもしれないということ自体、よく分かっていな

い国民が相当いるのではないかと感じている。まずはホームページを見てくださいますところから始まるのではないかと思った。福祉の人材確保については非常に厳しい状況にあり、中学生に福祉の仕事の魅力というのを知ってもらうため、実際に現場で働いている人たちの力を借りて出前講座という形で取り組んでいる。ただ、出前講座の話を持ち掛けても、学校側のスケジュールが非常にタイトであり、年間計画が既に決まっているということが多かった。よって、出前講座を学校に出向いて行いたいというのであれば、学校や教育委員会に対するアプローチの時期をできるだけ早める方が良いと思う。

◎ 5月の憲法週間の取組として、検察庁の検事正、弁護士会の会長及び裁判所の所長の法曹三者が裁判員制度13年を迎え、施行日である5月に合わせる形で新聞社から取材を受け、記事として掲載された。また、法の日週間である10月に向けての活動としては、今年調停制度100周年ということで、裁判所への取材を司法記者会に依頼したところ、AKTから申出をいただき、調停制度100周年にちなんだ取材を受ける予定である。調停制度は、家事と民事2つあるが、家事分野の調停は、少しずつ増えているという状況である。これに対して、民事に関する調停については、利用が減っているのが現状であり、これは秋田のみならず、全国的な傾向である。このような状況から、この100周年に合わせて、民事の調停もより利用していただけるようにと考えているところである。そういった点も含めて意見を伺いたい。

○ 調停制度の利点というのを国民に知ってもらうのが大事だと思う。普段調停を担当しているが、最初に調停とはこういうものであるというのは、調停の申立人側はよく分かっていると思うが、相手方は、急に呼ばれて裁判所で何をやるのかという形で来て、裁判所側から調停とはこういうものですよということを説明して始めるが、それでうまくいくケースというのも比較的あり、話し合いで解決するというのが調停の主な利点である。当事者間で直接

話をしても解決できない当事者に対し、調停というのは司法手続の一つであり、法的な枠組みの中で、よりよい適切な解決案などを提示しながら、解決に向けて調整していくという手続である。また、一般の方から選ばれた調停委員が双方の言い分を聴いて、裁判官を交えて解決策を提案しているので、もっと活用してもらいたいと思っている。調停だからこそ出来るというところをもっと広く周知し、調停制度の理解が進めばもっと活用が増えていくのではないかと思う。そういう意味では、広報が重要であり、大事だと思っている。

◎ 調停と訴訟を単純に比較したときに、どちらが紛争解決力が高いかというテーマで考えたとき、実は調停というのは結構な解決力がある。もともと紛争の当事者は解決したいという気持ちは持っており、調停ではその解決したい気持ちにうまくアドバイスを加えて、自分たちで決着を付けようということに持っていくことができる。到底話し合いでの解決は出来ないと思われる事件でも、解決できることもあるというのが調停のすばらしさだと思う。訴訟は勝った、負けたという世界であるが、調停の場合は、両者が一定の譲り合いをすることから、我々の感覚にも親しむ解決方法だと思う。そういった面もあるので、調停の有用性というのをもっと認識されてもよいと思っている。そのような意味合いを込めて、調停制度100周年ということで調停制度をアピールしていきたいと考えている。

○ 調停制度100周年をもっと広報してもらいたいと思うが、「100周年を迎えた調停制度」という資料はどのようなところに配られているのか。

■ 学校等のほか、関係機関に配布した。

○ 関係機関であればよいかもしれないが、これを一般の方が見ると大変難しい。書かれている文言に漢字が多く、専門用語も多い。今回おさらいのためこの資料を見てきたが、正直難しかった。もう少し漢字を少なくして、分かりやすい表現ができないかと思った。

- ベースは最高裁が作ったものではあるが、参考にさせていただく。
- これを基にして、秋田独自の分かりやすく、簡単なパンフレットを作った方がよいと思う。
- ◎ 大事な御指摘をいただいたと思う。裁判所という組織は、正確性を重視してしまう傾向があり、簡略化すると意味が違ってしまわないだろうかということにこだわってしまう。そこがあい路になって、御指摘いただいたような漢字が多く、専門用語も多いものになっているのだろうと思う。大胆に分かり易さを優先して、一般の人に分かってもらうこと、それがおそらく広報の基本だと思う。
- 広報は難しい問題だと私自身も思っているので、引き続き一緒に考えていければよいと思う。

なお、次は定例だと地裁委員会との合同委員会になると思うが、今回は地裁委員会と同じテーマだったので、今回は家裁委員会特有のテーマでお願いしたい。
- 本日は、色々な取り組みを見せてもらった。直接、裁判官、書記官とかと接することにより、裁判所の職員がこういうことを考えてこういう仕事をしていることが分かるのだと思う。今は、18歳でも裁判員になる場合もあるので、その辺りの教育が大事だと思う。様々な報道を見ると、高校や大学において、模擬裁判を通して裁判の制度を学ぼうという動きがあると思うが、そのような場面に裁判所や弁護士会がいろんな形でコミットして、裁判所がどういう役割を担うのかなども考えていただくことが大事だと思う。また、出前講義については、具体的なテーマに応じて講義するようにした方がよいと思う。
- 虐待を受けた或いは虐待かもしれないという場合に、主に厚労省がコマーシャル等でも宣伝した「189」という電話番号がある。この番号に電話すると児童相談所につながるというものであるが、これをカード等にして市町

村や関係機関に配っている。また、児童相談所に関わった子供たちにも、もし何かあったらこの番号に電話をとという形で渡していることを紹介させていただく。

- 広報は、一方向ではない、双方向というのが一番の肝だと感じている。そういう意味で、今回見せていただいた裁判所見学会の取組も双方向であり、出前講義の方も裁判官が自ら出かけて、双方向での講義をしていると思うので、大変すばらしいと思った。
- 本日は貴重な体験ができたので、営業の際にでも話題にしたいと思った。
- 裁判所というやはり敷居の高さ、手続の難しさということがあり、広報してもなかなか国民の皆さんに知っていただくことは困難だと感じている。さらにいえば、本日の意見を伺ってみても、やはり敷居の高さがあると感じた。関心のある方をもっと増やし、関心のない方でも、裁判所がこんなふうになんか利用できるというところを分かってもらえれば広報が大事だと改めて思った。
- 私が今関わっている心理学専攻の学生の中には、いずれ家庭裁判所の調査官になりたいと考えている学生もいる。家庭裁判所の仕事の魅力ということについて、いろんな形で広報してもらえると次の世代の裁判所職員の採用という観点でも役立つのではないかと思う。
- 裁判という事柄自体が一般の方には難しく、とっつきにくい世界だと思う。裁判所の広報は、もっと大胆に分かりやすくしていいのではないかと思った。例えば、調停制度の話であれば、「安い!」、「非公開!」、それくらい踏み込んでいってよいと思う。裁判所は、誰でも入れるという強みがあるはずで、それをもっと生かしてもよいのではないか。裁判所は、いつでも入られて、いつでも法廷傍聴ができるということをもう少し出していけないのかと思う。裁判所の広報がうまく回るかどうかは、検察庁にも利害関係があり、弁護士会もそうだと思うので、今後とも一緒に考えさせてもらいたい。

- 裁判所の広報は、子供たちをターゲットにして、それを意識、工夫した広報活動をしていることが分かった。最高裁が全国の裁判所をリードしていく広報と、秋田の裁判所がそれをより分かりやすく親しみやすい広報を行うと
いうように両方のすみ分けができればよいと思った。

【全体終了】